

和泉市長 あて

### 共同設置者名簿届及び誓約書

年 月 日付け、 年度和泉市共同排水設備工事補助金交付申請について、私たち共同設置者は、次のとおり通り名簿人及びその代表者(申請者)を届け、和泉市共同排水設備工事補助金交付要綱第 4 条に係る補助の要件をいずれも満たしていることを誓約して連署します。なお、管理者が必要と認めるときは、当該要件について、調査等することを承諾します。

■共同排水設備設置場所.....

■共同設置者名簿届(和泉市共同排水設備工事補助金要綱第 2 条第 3 号に係る家屋所有者等)

所有区分 (土地・家屋)	住 所	氏 名

※個人にあっては、必ず自署してください。法人等にあっては、代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください

※記載欄が足りない場合は、様式の欄を追加するか、もう一枚追加して提出してください。

■代表者(申請者)選任届

私たち共同設置者は、補助金交付等に係る一切の手続きを次の代表者(申請者)に委任します。

住所	氏名

#### 記

補助の要件

- (1) 共同設置者は、補助金交付に係る一切の手続きについて、その代表者(申請者)を選任し、関係者間の紛争又は事故等が生じた場合若しくは自己所有地の排水設備について、故障が生じた場合は、自らの責任において処理すること。

様式第 1-3 号(第 6 条関係)

- (2) 共同設置者は、当該補助金申請と同時に、便所を水洗便所に改造又は新設し、直ちに公共下水道に排除すること。
- (3) 共同設置者は、第 6 条で定める補助金交付の申請時に、直近年度の本市の市民税、固定資産税、都市計画税及び水道料金に滞納がないこと。
- (4) 共同設置者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)及び和泉市暴力団排除条例(平成 2 4 年和泉市条例第 1 号)に規定する暴力団密接関係者に非該当であること。
- (5) 設置工事は、和泉市指定排水設備工事業者(以下「指定業者」という。)が行うこと。
- (6) 共同設置者は、設置工事後の施設(以下「施設」という。)の維持管理を行うものとし、家屋等の譲渡等により所有権を移転した場合も、第三者(所有権取得者)に継承すること。
- (7) 「和泉市共同排水設備工事補助金交付要綱」の規定を遵守すること。